

管理コード	要望事項 (事項名)	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の 分類	措置の 内容	各府省庁からの検討要請に対する回答	プロジェクト名	提案 管理 番号	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係 府省庁
200010	公立施設が幼保連携型認定こども園に移行する際に必要な設備基準(自園調理)の緩和	幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準第7条第3項及び同基準第13条第1項において読み替えて準用する児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第32条の2	3才未満児の給食の外部搬入については、特区の認定を受けた公立の保育所のみ行うことが可能である。	幼保連携型認定こども園に係る省令に規定される食事の提供について、満三歳児以上の園児に対する場合には認められる外部搬入を、公立施設についてはすべての年齢の園児に対して外部搬入による食事の提供を認めるよう、当該年齢制限を撤廃すること。 「構造改革特別区域法第3条に基づく構造改革特別区域基本方針別表2の「920 公立保育所における給食外部搬入の容認事業」の認定内容に保育所だけでなく、幼保連携型認定こども園への対応を要望するもの。	現在、当市では保育所の食事の提供については、「構造改革特別区域法第3条に基づく構造改革特別区域基本方針別表2の「920 公立保育所における給食外部搬入の容認事業」の認定を受け、給食センター方式による外部搬入により、0・1・2歳児の給食を提供している。 子ども子育て支援新制度施行に伴い、公立の保育所及び幼稚園が幼保連携型認定こども園に移行する際、現在は満3歳未満児について、自園調理が義務付けられているため、当市では公立施設が幼保連携型認定こども園へ移行することが困難になっている。 そこで、公立施設については特区における実績を踏まえ年齢制限を撤廃することにより、幼保連携型認定こども園への円滑な移行を可能とすることを提案するもの。	A	Ⅲ	「平成26年の地方からの提案等に関する対応方針」(平成27年1月30日閣議決定)において、公立の幼保連携型認定こども園については、公立の保育所と同様、構造改革特別区域において外部搬入方式を認めることができるよう措置することとされている。	公立幼保連携型認定こども園における外部搬入容認事業	1 0 0 5 0 0 1 0	安城市	愛知県	内閣府 文部科学省 厚生労働省 (雇児)
200020	保育所型認定こども園に規定されている認定の有効期間の廃止	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第5条	保育所型認定こども園の認定については、5年を超えない範囲内においてその有効期間を定めることとしている。	保育所型認定こども園のみ規定されている認定の有効期間を廃止すること。	① 保育所を保育所型認定こども園として認定するに当たり有期認定とする理由は、地域における保育需要が将来的に増加した場合に、保育を必要とする子どもが保育を受けられなくなることを防止するためとのことであるが、新たな幼保連携型認定こども園についても、保育所と同様の役割を持っているが、有期認定ではない。 ② 来年度から実施予定の子ども子育て支援制度では、市町村では保育等のニーズ調査を行い、5年間の需給計画を策定し、県においてもそれを踏まえ5年間の計画を策定することとされていることから、あえて認定に有効期間を設定し、5年ごとに都道府県が需給状況に鑑みて判断する必要性は無いと考えられる。 以上のことから、保育所型の有期認定は廃止すべきである。 提案理由： ①有効期間を設定することにより、5年後の事業継続が確保されないため事業の安定的運営が難しい、また保護者も「途中退所を求められるかもしれない」と不安に思うなどの支障がある。 ②保育所型のみ期限(5年を超えない範囲内)を定め認定することとされている規定を廃止し、更新手続き等の事務負担及び都道府県における更新管理業務の軽減を図ることができる。	B-2	I	「平成26年の地方からの提案等に関する対応方針」(平成27年1月30日閣議決定)において、保育所型認定こども園を認定する際に定めることとされている有効期間については廃止することとされている。		1 0 3 0 0 8 0	兵庫県	兵庫県	内閣府 文部科学省 厚生労働省 (雇児)